

運営規程（訪問看護・介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 悠悠サポートが開設する、ハロン訪問看護ステーション横須賀（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、要介護の状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、看護師等が訪問して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスを提供する者との連携をし、利用者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

2 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、地域における様々な取り組みを行う者（関係市町村、地域の医療、保健・福祉サービス機関、地域包括支援センター、地域住民の自発的な行動による介護予防・訪問サービス）との密接な連携と、協力・理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 ハロン訪問看護ステーション横須賀
- (2) 所在地 静岡県浜松市浜名区横須賀 1035-1 テラスハウスハ号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（兼務）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 訪問看護師の管理
 - ③ 指定（介護予防）訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④ 利用者の状態把握とサービスの評価
 - ⑤ 利用者の看護方針・手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画、事業報告の作成
 - ⑨ 設備、備品等の衛生管理
 - ⑩ 管理事務処理並びに経理処理及び事業所に勤務する職員の管理

(2) 訪問看護師 保健師、正看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上
(内、常勤 1 名以上)

- ① 利用者の状況把握とサービスの評価
- ② 指定（介護予防）訪問看護計画の作成（准看護師除く）
- ③ 指定（介護予防）訪問看護の実施
- ④ 指定（介護予防）訪問看護実施内容の記録及び報告

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数

- ① 利用者の状況把握とサービスの評価
- ② 指定（介護予防）訪問看護計画の作成
- ③ 指定（介護予防）訪問看護（リハビリテーション）の実施
- ④ 指定（介護予防）訪問看護実施内容の記録及び報告

(営業日・営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

但し、利用者又はその家族などから電話等により、看護に関する意見を求められた場合に 24 時間常時対応可能な体制とする。

(指定（介護予防）訪問看護の提供方法)

第 6 条 指定（介護予防）訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

- (1) かかりつけの医師が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、訪問看護師等がケアマネジャー及び指定介護予防支援事業所の職員から交付された居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス計画に基づき（介護予防）訪問看護計画を作成し、指定（介護予防）訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めようように助言する。
- (3) いずれの場合も、指定（介護予防）訪問看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、指定（介護予防）訪問看護の提供を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状の観察：病気や障害の状態、体温・血圧・脈拍等のチェック、異常の早期発見等
- (2) 療養生活上のケア・指導：清潔、食事、排泄等の介助・指導等
- (3) 薬の相談・指導等：薬の作用副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認等
- (4) 医師の指示による医療処置：点滴、カテーテル管理（胃瘻、膀胱留置カテーテル等）、在宅酸素の管理、インシュリン注射等、
- (5) 医療機器の管理：在宅酸素、人工呼吸器等の管理等
- (6) 褥瘡予防・処置：褥瘡防止の工夫や指導、褥瘡手当等
- (7) 認知症・精神疾患のケア：利用者と家族の相談、対応方法の助言等
- (8) 介護予防：健康管理、低栄養や運動機能低下予防の助言等
- (9) 家族等への介護支援・相談：介護方法の指導、病気や介護に関する相談、療養環境の整備・福祉用具導入・住宅改修等への助言等
10. リハビリテーション：拘縮予防や機能回復訓練、日常生活動作の訓練、肺炎路傍や摂食・嚥下機能訓練、社会復帰への支援等
11. ターミナルケア：緩和ケア、がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援、遺族への精神的支援等
12. 在宅移行支援：入院先の医師や看護師等との連携、退院後の在宅療養の準備や指導等

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

要介護・要支援の認定を受けられた者で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い者は、(介護予防)訪問看護計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は20分未満・30分未満・1時間未満・1時間30分未満のいずれか、ただし、特別な管理を必要とする者は、それ以上の時間も可能とする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の者は、回数の制限はなしとする。
- ② ①以外の者は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると主治医が認めた場合、主治医が『特別訪問看護指示書』を交付した日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。
- ④ 精神疾患を有する利用者又はその家族等に対して精神科を標榜する医療保険機関の精神科を担当する主治医からの精神科訪問看護指示書に基づき行う。原則週3回までの訪問回数だが、主治医が認めた場合はその限りでない。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

- (1) 指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスである時は、原則その一割又は二割又は三割の額とする。料金表は、重要事項説明書別添「訪問看護利用料金表」1・2の通りとする。
- (2) 要介護・要支援の認定を受けていない者で、後期高齢者医療制度が適応される場合、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は本条第7項に準ずるものとする。
- (3) 要介護・要支援の認定を受けていない者で、後期高齢者医療制度が適応されない場合（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は本条第7項に準ずるものとする。
- (4) (1)以外で主治医がその治療の必要につき医療保険に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は本条第7項に準ずるものとする。
- (5) 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。
- (6) 利用料金は原則として、金融機関への振込とする。
- (7) その他の利用料金は以下の通りとする。

①介護保険 ※別添「訪問看護利用料金表」1

ア 利用者の申出による死後の処置にともなう費用 一律 15,000 円

イ 通常の事業の実施地域（第9条に定める地域）を越えて行う介護保険指定（介護予防）訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。

自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えた地点から下記の通りとする。（往復）

0km 以上 10km 未満	200 円
10km 以上 20km 未満	300 円
20km 以上	要相談

②医療保険 ※別添「訪問看護利用料金表」2

ア 夜間・早朝訪問看護、深夜訪問看護の料金

イ 利用者の申出による休日、長時間にあたる訪問料金

ウ 利用者の申出による死後の処置料金

エ 交通費は下記の通り徴収する。（往復）

0km 以上 10km 未満	200 円
10km 以上 20km 未満	300 円
20km 以上	要相談

- (8) 料金については、あらかじめ利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文書に署名、捺印をしてもらうこととする。

- (9) サービス利用の前営業日営業時間までに連絡がなく当日訪問した場合は、キャンセル料を徴収する。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、その限りではない。
- (10) キャンセル料については、2,000 円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域については、浜松市（中央区・浜名区）、磐田市（豊岡・豊田）、とする。
その他の地域は、相談に応じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。
- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
 - 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけの医師に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

- 第 11 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定（介護予防）訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第 13 条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
- 2 職員は、入社時に交わした誓約書に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密の保持をする。職員でなくなった後においても同様とする。

附則

この規程は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。